

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客、株主、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンスおよびリスク管理の徹底を図ることでコーポレートガバナンスを充実させていくことが、経営上の最重要課題のひとつであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、顧客および取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するかという観点から、業績や取引関係等の基準を踏まえ、議案に対する賛否を判断するものとします。

なお、保有する政策保有株式については、定期的に取締役会へ報告し、個別の銘柄ごとに資本コスト等を踏まえた投資の妥当性及び経済合理性の判断を行っております。その結果、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進めてまいります。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員等関連当事者との間で利益相反取引を行う場合には、当社「取締役会規程」に基づき、当該取引が当社および株主共同の利益を害する懸念がないことを確認したうえで、予め取締役会の承認を得ることとしております。また、取引実施後、当該取引に係る重要な事実を取締役会に報告します。

【補充原則2 - 4 - 1】(人財多様性の確保)

(1) 多様性確保についての考え方

当社では、人材を「人財」と捉え、事業領域の拡大やビジネスモデルが大きく変化している中、多様な人財がその意欲・能力を最大限発揮することで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるという考えのもと、多様な個性、経験、能力を持つ社員一人ひとりの「多様な個の力」を活かす企業文化、職場づくりに向け、人財および働き方や雇用におけるダイバーシティを推進しております。

(2) 多様性確保に向けた測定可能な目標とその状況

現在の全社員に占める女性の割合は約30%ですが、近年における新卒の入社者は男女の人数がほぼ同数であり、管理職候補となる人財層も厚くなってきていることから、今後次期管理職候補となる役職への登用を積極的に進めていくことで、女性の管理職者の増加を見込んでおります。

また、キャリア採用者に係る管理職への登用状況については、当社の事業特性上、即戦力となる人財を積極的に採用しており、新卒人財と同様に管理職への登用を行っております。

当社においては、現時点では外国人の従業員数が少ないため、管理職登用に関する目標は設定しておりませんが、当社グループにおいては、複数の外国人を管理職に登用しております。

(3) 人財育成方針・社内環境整備方針

当社では従来、上場企業の開示・IRを専門領域としてきましたが、事業領域の拡大に伴い、ITやWeb、コンサルティング等の分野でより幅広い知識、専門性の高いスキルを持った人財が必要となってきております。そのような背景から、部門間・役職間のコミュニケーション充実をはかり、風通しの良い、多様な人財を育成することができる企業風土の醸成を人財育成における基本方針としております。

また、多様な人財が活躍し、働きがいのある社内環境を整備するため、在宅勤務や時差出勤制度をはじめ、育児と仕事の両立支援やシニア社員の経験を活かした職務における活用、障がい者が在籍する部門で障がい者生活指導員資格を取得しサポートを行う等の取り組みを行っております。

詳細は、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.pronexus.co.jp/sustainability/social-initiatives/>

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金制度として確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しており、社外の運用機関に全て一般勘定で運用を委託しております。当該運用にあたり、企業年金の運用に精通した部門において、長期安定的な財政運用を目指す運用方針に基づき、運用状況・スチュワードシップ活動を定期的に確認しております。

【原則3 - 1 ()】(経営理念、経営戦略)

当社は、社会的使命と使命実現のために当社が追求すべきことを、経営理念として定めます。

【経営理念】

<MISSION>

私たちプロネクサスグループは、情報コミュニケーションとドキュメンテーションを支えるプロフェッショナルとして社会・経済の持続的発展に貢献いたします。

<VALUE>

1. PROfessional【専門性】専門性でお客様の実務を支える
2. PROper【適正性】正確かつ適正なサービスを提供する
3. PROmpt【迅速性】お客様のニーズにいち早く応える
4. PROgress【革新性】革新的なサービスを創造する
5. PROsocial【社会性】社会と共生する視点をもつ

<VISION>

世界で類のない、専門性に特化したニッチトップ企業グループへ

また、上記経営理念に基づき、従業員一人ひとりがいかに行動すべきかを、以下2つの行動基準に定め、当社の取締役、監査役および従業員に周知徹底させるとともに、取締役会での報告等を通じて、実践状況の確認を行っております。

「PRONEXUS行動基準」…事業会社としてのビジネスにおける行動基準。

「社会・環境行動基準」…企業市民としての社会・環境面における行動基準。

【原則3-1()】(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3-1()】(取締役の報酬に係る方針と手続)

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。なお、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。詳細につきましては、本報告書の「1. [取締役報酬関係]「報酬等の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。また、取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長に決定を一任いたしますが、事前に「指名・報酬委員会」での審議を経ることにより、報酬等の額決定に係るプロセスの公正性・透明性を強化しております。

監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

【原則3-1()】(取締役および監査役の指名に係る方針と手続)

(1) 取締役候補者の指名に係る方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて決定しております。また、当社では、年に1回実施する取締役会の実効性評価において、取締役に要求される資質や属性についての議論を行っているほか、経営戦略上で必要となるスキルを定義し、社内取締役の中から各戦略の担当者を選定しております。なお、社外取締役には、経営経験を有する者を含めるものとしております。

取締役の解任方針については、当該取締役につき法令違反・不当な業務執行等により、当社グループの企業価値を著しく毀損したり、職務執行に著しい支障が生じたりするなど、当社取締役に求める資質が認められなくなった場合には、取締役会で審議の上、役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、決定いたします。

(2) 監査役候補者の指名に係る方針と手続

監査役候補者の指名にあたっては、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見および倫理観を有している者を候補者として指名し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

また、社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに下記「原則4-9」に定める独立性判断基準を考慮しております。

【原則3-1()】(取締役および監査役に係る個々の選解任・指名理由)

当社は、取締役および監査役候補者に係る個々の選解任理由については、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類等にて開示いたします。

【補充原則3-1-3】(サステナビリティについての取組み等)

(1) サステナビリティについての取組み等

当社では経営環境や社会課題の変化に対し当社の事業特性を踏まえた重点課題を特定して確実に取り組み、中長期的な成長力と持続可能性を高めていくこと、また当社グループの事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目的に、サステナビリティ委員会を設置しております。本委員会は代表取締役社長を委員長として、取締役会・経営会議の下に設置され、当社グループの気候変動を含むサステナビリティをめぐる課題や方針の決定・各部門における取り組みの横断的な検討・検証、必要に応じて取締役会への報告を行っております。

2025年3月期はサステナビリティ委員会を中心として、主に気候変動問題への対応を行いました。当社は「環境方針」において2050年にカーボンニュートラルを実現することを目標としていますが、その取り組みをさらに推進するため、2030年までに温室効果ガス排出量(連結スコープ1・2)を2024年3月期に比べて46%削減する目標を新たに設定しました。また、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づくシナリオ分析を行い、リスク・機会の分析および予測を行いました。これらサステナビリティについての取組みには当社ホームページ等で適宜情報開示を行っております。

○当社ホームページ・サステナビリティ情報

<https://www.pronexus.co.jp/sustainability/>

(2) 知的財産や人的資本への投資等

当社は成長戦略として事業領域の拡張を推進しており、システムサービスとコンサルティングサービスの強化をその中核として位置付けております。システム開発およびコンサルティングの源泉となる知的財産への投資は重要な経営課題と認識し、実行しております。

また、重点戦略として、事業領域拡張に対応する人材育成、社内リソースの強化を推進しております。2030年の創業100周年に向けた当社グループビジョン「世界に類のない、専門性に特化したニッチトップ企業グループへ」の旗印のもと、顧客第一主義の原点に立ち、プロフェッショナル人財の育成、組織力・マネジメント力の強化を進めております。

詳細は、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.pronexus.co.jp/sustainability/social-initiatives/>

(3) 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について

< ガバナンス >

当社は経営理念に当社が発揮すべき価値のひとつとして「PROsocial[社会性] 社会と共生する視点をもつ」掲げており、その具体的な行動基準として「社会・環境行動基準」を定めております。また、取締役会・経営会議の下に代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、当社グループの気候変動を含むサステナビリティをめぐる課題や方針の決定・各部門における取り組みの横断的な検討・検証、必要に応じて取締役会への報告を行っております。

< 戦略 >

当社グループはTCFDが提唱するフレームワークに基づくシナリオ分析の手法を用いて、将来の気候変動が当社事業にもたらす影響について分析・予測を行っております。シナリオ分析では、国際エネルギー機関(IEA)や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表する複数の既存シナリオを参照しています。当該設定シナリオを基に当社グループで試算したビジネス面及び財務面における影響についての分析結果は、当社の有価証券報告書に掲載しております。

○当社ホームページ・有価証券報告書

<https://www.pronexus.co.jp/ir/library/valuable/>

< リスク管理 >

当社は代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、気候変動を含む全社リスクの識別及び評価ならびに対策の立案を行っております。気候変動に係るリスクおよび機会については、前述の通り、シナリオ分析を用いながら当社グループの事業面および財務面に影響を及ぼすものを特定し「発生確率」や「影響度」等を指標として、総合的な評価を決定しています。

< 指標及び目標 >

当社グループでは2050年にカーボンニュートラルを実現することを目標とし、2030年までに温室効果ガス排出量(連結スコープ1・2)を2024年3月期に比べて46%削減する目標を設定しております。そのため、印刷工場での環境マネジメントシステムの推進やゼロエミッション、オフィスでの電力・エネルギー使用量の削減、再生可能エネルギーへの移行等を推進するとともに、当社事業が資本市場のインフラ的な役割を果たしているという認識のもと、安定したサービスを持続的に提供するための環境整備を進めております。

[補充原則4 - 1 - 1] (取締役会から経営陣への委任範囲)

取締役会は、法令で定められた専決事項および当社「取締役会規程」に定める事項の決定を行います。その他の主要な業務執行の決定については、当社「職務権限規程」において、その権限委譲の範囲を定めています。

また、当社は経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入しており、各執行役員は、当社「執行役員規程」、「組織規程」および「職務権限規程」に基づき、所管する各部門の業務を執行します。

[原則4 - 9] (独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、会社法や東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反の生じるおそれがない者で、かつ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった役割が期待できる者を候補者としております。

[補充原則4 - 10 - 1] (指名・報酬委員会)

当社は、取締役の指名および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。詳細は本報告書 1. [取締役関係]「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」および「補足説明」をご参照ください。

[補充原則4 - 11 - 1] (取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見、当社の経営戦略上で必要となるスキルを備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は10名以内とします。

また、経営戦略に照らして取締役が備えるべき専門性や知識・経験・能力等のスキルを「スキル・マトリックス」として定義し、取締役および監査役のスキルの保有状況を「株主総会招集ご通知」にて開示しております。さらに、当社の経営戦略上、特に重要である3つの戦略(「システム戦略」、「ソリューション戦略」および「マーケティング戦略」)については、社内取締役3名を、各戦略の担当者としてそれぞれ選定しております。

独立社外取締役(4名)については、いずれも企業における現役の経営者であり、経営に関する豊富な経験を有しております。

[補充原則4 - 11 - 2] (取締役および監査役の兼任状況)

取締役および監査役が当社グループ以外の会社の取締役、監査役、執行役または執行役員等を兼務する場合は、当社グループの事業等を理解する等、その責務を適切に果たすために必要となる時間を確保できる範囲に限るものとし、兼職の状況について定期的に取締役会へ報告します。

[補充原則4 - 11 - 3] (取締役会の実効性に関する分析・評価)

当社は、「プロネクス コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、取締役会の実効性の維持・向上のため、取締役会の分析・評価を定期的に実施し、その結果の概要を開示します。

2025年3月期におきましては、全ての取締役および監査役を対象に、取締役会のメンバー構成、取締役会の役割・機能、取締役会の運営、取締役会の成果および改善等に関する自己評価をアンケート形式で実施し、その集計結果に基づき、取締役会において、取締役会の監督・モニタリング及び権限移譲、取締役会で議論すべきテーマ等について議論を行いました。総合的な評価としても引き続き高評価を維持したことなどから、取締役会として適切に機能しており、実効性は十分に確保されていることを確認いたしました。

今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、より実効性の高い取締役会運営と、継続的な改善に取り組んでまいります。

[補充原則4 - 14 - 2] (取締役および監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役および監査役が、その役割や責務を果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。また、新任の社外取締役および社外監査役に対しては、当社の主要事業所や工場の見学および当社グループの事業・財務・組織等概況に関する説明会等を通じて、当社グループについての知識・理解を深めております。

[原則5 - 1] (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は株主・投資家との建設的な対話を通じて、当社の企業価値の向上を目指し、当社「ディスクロージャーポリシー」および「IRポリシー」に基づく適切な対応を行います。当社の企業価値を高めるためには、株主・投資家の方々に当社を正しく認知、理解いただくことが不可欠です。そのために当社は、経営理念、使命・役割、経営方針、事業内容、業績、財務内容、各種の経営指標、株主還元の方針と実績、中期経営計画と今後の展望等について、当該ポリシーに則り、正しく、タイムリーに開示します。

株主・投資家との対話については、情報開示責任者である執行役員社長室長の統括のもと、IR担当部門である社長室が対応します。また、対話の実効性を高めるため、IR担当部門が中心となり、財務・経理部門、総務部門等のコーポレート部門と密接な情報連携を図っております。対話においては、原則として執行役員社長室長以上が面談するものとし、機関投資家を中心に重要性等を勘案した合理的な範囲で代表取締役社長も面

談を行っています。2025年3月期は、国内外の機関投資家のアナリスト・ファンドマネージャーを中心に、年間数回の面談・ミーティングを実施しております。対話における主なテーマは、マーケット動向、業績トレンド、中期経営計画の進捗状況、株主還元等の資本政策、資金使途等、多岐にわたっています。これら内容については、半年毎に経営会議で報告するとともに、代表取締役社長に対してその都度フィードバックを行っており、今後の経営への参考としております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	無し
アップデート日付 更新	2025年6月27日

該当項目に関する説明 更新

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、資本コストや株価を意識した経営を重要な視点の一つと認識しております。

当社は、自社の株主資本コストを5～6%(CAPMベース)と認識しております。当社のROEは概ねこの数値を上回って推移してきましたが、2025年3月期のROEは1.8%にとどまり、株主資本コストを大きく下回る結果となりました。これは連結子会社ののれんに係る減損損失を計上したことにより大幅減益となったことが主な要因です。

一方、株価については同期末PBRは1.28倍となっております。時価総額が純資産を上回り、一定の成長期待を織り込んだ株価であると評価できますが、ステークホルダーの期待に十分に応える水準であるとは考えておりません。

こうした資本コストや株価の現状を意識しつつ、さらなる企業価値向上に向けて持続的な成長を実現していくことが重要な経営課題であると考えております。

当社は、この経営課題に取り組むべく、「新中期経営計画2027」を立案し、2025年5月に公表いたしました。本計画においては、電子化などにより一定のマイナス影響が想定される既存の「ディスクロージャー・IR支援事業」の深堀りに加えて、果敢に新規事業に挑戦し、株主・投資家に限定されない幅広いステークホルダーとの対話を支援する「コーポレートコミュニケーション支援」へと事業を進化させることを基本方針としております。

またキャッシュアロケーションに関する考え方を明確化し、当社事業において求められる経営の安定性を保ちつつ、事業を通じて得られたキャッシュを積極的な成長投資と株主還元に分けていく基本的な枠組みを定めました。

当社は本計画の推進により連結売上収益・営業利益を成長させつつ、中長期的に資本効率の向上を図っていく考えです。ROE目標は2026年3月期が7.2%、2027年3月期が7.4%、2028年3月期が7.7%と設定しており、前述の株主資本コストを上回ることを見込んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野守生	3,762,380	13.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,304,700	8.32
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,598,577	5.77
上野誠子	1,410,780	5.09
プロネクスス社員持株会	1,162,208	4.19
上野吉生	796,000	2.87
上野剛史	734,420	2.65
峯戸松明子	729,600	2.63
岡田達也	563,200	2.03
DAISUKE UENO	463,120	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・「大株主の状況」については、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
- ・「大株主の状況」に記載しておりませんが、当社は自己株式2,207,608株(8.0%)を保有しております(2025年3月31日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長妻貴嗣	他の会社の出身者								○			
清水謙	他の会社の出身者								○			
酒井一郎	他の会社の出身者								○			
小野塚恵美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長妻貴嗣	○	長妻貴嗣氏は、当社と営業上の取引関係がある三協フロンテア株式会社の代表取締役社長であります。	長妻貴嗣氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は三協フロンテア株式会社との間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
清水謙	○	清水謙氏は、当社と営業上の取引関係がある株式会社WDIの代表取締役社長であります。	清水謙氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、北米やアジア諸国など幅広い地域でのマネジメントに関する豊富な経験を有しております。そうした経営者としての経験とグローバルな視点から、当社経営に対し適切な助言をいただくことで、グループガバナンスのさらなる強化が期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は株式会社WDIとの間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
酒井一郎	○	酒井一郎氏は、当社と営業上の取引関係がある酒井重工業株式会社の代表取締役社長であります。	酒井一郎氏は、現在創業から100年以上続くグローバルな建機メーカーにおいて代表取締役社長を務めており、長年にわたり経営全般に携わっております。そうした企業経営に係る豊富な知識と経験により培った中長期的かつ大局的な視点から、当社の企業価値およびサステナビリティ向上に資する適切な助言をいただくことが期待できることから、社外取締役として選任しております。 また、当社は酒井重工業株式会社との間に営業上の取引関係がありますが、当該取引に係る受取額は、当社連結売上収益の1%未満であり、当社から同社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。
小野塚恵美	○	——	小野塚恵美氏は、世界的な資産運用会社における多岐にわたる業務経験や投資助言会社における企業経営等を通じて、特に資本市場との対話やガバナンス、ESGに関する豊富な知識と経験を有しております。そうしたサステナビリティ・ESGの専門家としての経験と見識により、当社のサステナビリティ経営を一層推進させていくことが期待できることから、独立役員として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、役割及び構成員は以下のとおりであります。

(名称) 指名・報酬委員会

(役割) 取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する審議・提案

(委員) 上野剛史(委員長/代表取締役社長)、長妻貴嗣(社外取締役)、清水謙(社外取締役)、酒井一郎(社外取締役)、小野塚恵美(社外取締役)

構成員の過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の2025年3月期における活動状況は以下のとおりであります。

(開催回数及び個々の委員の出席状況)

代表取締役社長 上野 剛史 3回のうち3回に出席(出席率100%)

取締役 藤澤 賢二 2回のうち2回に出席(出席率100%)

社外取締役 長妻 貴嗣 3回のうち3回に出席(出席率100%)

社外取締役 清水 謙 3回のうち3回に出席(出席率100%)

社外取締役 酒井 一郎 3回のうち2回に出席(出席率67%)

社外取締役 小野塚恵美 1回のうち1回に出席(出席率100%)

(注) 1. 小野塚恵美氏については、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会において、取締役に就任し、同日付で指名・報酬委員会の委員に就任したため、出席率は就任後の開催回数で算出しております。

2. 藤澤賢二氏については、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同日付で指名・報酬委員会の委員についても退任したため、出席率は退任までの開催回数で算出しております。

(具体的な検討内容)

取締役が備えるべきスキルの具体的内容について討議を行ったほか、定時株主総会における取締役候補者の選定及びその指名理由について検討を行いました。また、取締役の個人別の報酬額について、当社が定める取締役の個人別の報酬額の内容に係る決定方針や基準年度における業績達成状況などを踏まえ、取締役報酬額に関する答申を当社取締役会に対して行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人および内部監査担当部門は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。さらに、常勤監査役が内部監査部門との連携を通して、社内各部門からの十分な情報収集を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤修	弁護士													
忍田卓也	弁護士									○				
津田良洋	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤修	○	——	須藤修氏は、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、弁護士としての専門的知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として選任しております。
忍田卓也		社外監査役の忍田卓也氏は、当社と営業上の取引関係がある西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であります。	忍田卓也氏は、弁護士としての専門的な知識にもとづき、M&A等企業組織再編や国際取引全般に精通しており、当社の経営全般の監視に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はございません。
津田良洋	○	社外監査役の津田良洋氏は、当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりました。	津田良洋氏は、当社事業との関連性が高い企業会計や金融商品取引法に精通しており、国際会計に関する幅広い知識と経験を有しております。その高い見識や豊富な国際経験にもとづき、当社の経営監視機能の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、当社は有限責任監査法人トーマツとの間に取引関係がありますが、当該取引に係る支払額は、当社連結売上収益の1%未満であり、同監査法人から当社への支払実績はないことから、当社の経営に影響を与える金額ではありません。よって、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役4名と社外監査役2名の計6名を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬に関しましては、定量評価の基準として売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、ならびに経営指標として定めております営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）の年度ごとの達成状況にて評価しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力および資本効率の向上が重要と考えており、それらを当社の重視すべき経営指標として定めていることによるものです。一方、定性評価の基準となります各取締役の経営への貢献度につきましては、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期それぞれの視点から総合的に評価しております。なお、社外取締役に つきましては、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しています。2025年3月期に支払った報酬等は次の通りであります。

- 1. 取締役（社外取締役を除く）154,499千円
- 2. 監査役（社外監査役を除く）15,000千円
- 3. 社外役員 52,201千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2022年5月13日開催の取締役会において改定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
- 取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給する。
2. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
- 業績連動報酬に関しては、定量評価および定性評価のそれぞれの基準によるものとする。定量評価の基準としては売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、ならびに経営指標として定める営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)の年度ごとの達成状況にて評価する。
- 一方、定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中期それぞれの視点から総合的に評価する。
3. 上記1. の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 業績連動報酬の額は、固定報酬の額の40%を上限とし、各取締役の職責や役位に応じて取締役ごとに設定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとする。
4. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
- 毎月現金で支給するものとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項
- 取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長上野剛史氏に決定を一任するが、事前に「指名・報酬委員会」での審議を経ることにより、報酬等の額決定に係るプロセスの公正性・透明性を強化する。なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、おこなうものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っています。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
上野守生	名誉会長	財界活動等の対外活動	非常勤 報酬有	2024/06/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこないます。2025年3月期における、取締役会の活動状況は以下のとおりであります。

(開催回数及び個々の取締役の出席状況)

代表取締役社長 上野 剛史 12回のうち12回に出席(出席率100%)

取締役会長 上野 守生 2回のうち2回に出席(出席率100%)

取締役 森貞 裕文 12回のうち12回に出席(出席率100%)

取締役 塩津 裕一 12回のうち12回に出席(出席率100%)

取締役 藤澤 賢二 2回のうち2回に出席(出席率100%)

取締役 小澤 則夫 12回のうち12回に出席(出席率100%)

社外取締役 長妻 貴嗣 12回のうち12回に出席(出席率100%)

社外取締役 清水 謙 12回のうち11回に出席(出席率92%)

社外取締役 酒井 一郎 12回のうち11回に出席(出席率92%)

社外取締役 小野塚恵美 10回のうち10回に出席(出席率100%)

(注)1. 小野塚恵美氏については、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会において、取締役に就任したため、出席率は就任後の開催回数で算出しております。

2. 上野守生氏及び藤澤賢二氏については、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって取締役に退任したため、出席率は退任までの開催回数で算出しております。

(具体的な検討内容)

当社が重点的に推進しております3つの戦略(「システム」、「ソリューション」、「マーケティング」)に係る進捗状況や課題の共有を行ったほか、中期経営計画の取り組み状況や株式出資案件等に関して討議を行いました。また、サステナビリティ委員会での活動状況や今後取り組むべき課題に関する報告も行いました。

(2) 当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程および職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行します。

(3) 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化しております。また、その進捗を定期的に取締役会へ報告することにより、計画達成状況の共有や要因分析等を行っております。

(4) 会社業務の執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、社内取締役および常務執行役員以上で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図ります。

(5) 監査役会は4名のうち3名が社外監査役であり、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見及び倫理観を有している者を選任しております。なお、監査役津田良洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針、監査計画、リスクマネジメント体制の整備・運用状況、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の妥当性、事業報告及び附属明細書の適法性、会計監査人の監査方法及び監査結果の相当性等であります。

常勤監査役の活動としては、社内の重要な会議への出席・資料閲覧、コンプライアンス推進部門からの定期報告を受けることなどにより、子会社を含む社内の情報収集を行うほか、内部統制システムの構築及び運用状況について適宜監視をしております。

定例の監査役会においては、重要な会議体における決議及び報告事項に係る情報・課題共有や、職務の状況について相互に報告を行っており、監査役が監査活動を通じて把握した問題点については、監査役会にて協議のうえ、適宜取締役・執行役員に対して意見提言を行っております。また、監査役、監査室及び会計監査人は、各々の監査計画や監査状況に関して定期的に、または必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にすることで、監査業務全体の実効性・効率性を高めております。

(6) 当社は、代表取締役社長直轄部署の「監査室」(4名)を設置し、「内部監査規程」に基づき、法令遵守、業務の適正性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の観点から、定期的に監査を実施しております。

当事業年度におきましては、期初に策定した監査計画に従い、支店や工場を含む各部門及びグループ会社を対象として監査を実施いたしました。これら内部監査の結果については、把握した問題点に関して被監査部門・グループ会社に対して指摘、改善勧告を行うとともに、代表取締役社長に報告、提言を行っております。また、定期的に監査役会へ報告し、重要事項については取締役会に報告することとしております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を監査室と各部門とで協議し、会計監査人とも範囲を検討した上で対象を決定して、評価を実施しております。

監査室、監査役会及び会計監査人並びに管理部門の相互連携については、定期会議のほか、必要に応じて情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

(7) 会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに委嘱し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けており、当社は正確かつ迅速な経営情報・財務情報の提供に配慮しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員: 山澄 直史、前川 邦夫

・継続監査年数については、両名とも7年以内のため、記載を省略しています。

・当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、その他30名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。

さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役4名を選任するとともに、監査役4名中の3名を社外監査役としています。社外取締役は、長年にわたる企業経営に基づく見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの的確な経営監視を実行しております。

また、社外取締役及び社外監査役の7名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、うち社外取締役4名と社外監査役2名を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第58回定時株主総会(2002年6月27日開催)よりインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第63回定時株主総会(2007年6月21日開催)より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第71回定時株主総会(2015年6月25日開催)より、狭義の招集通知および参考書類を英文で作成し、TDnetで開示しております。
その他	・第77回定時株主総会(2021年6月28日開催)より、三菱UFJ信託銀行の提供するハイブリッド出席型バーチャル総会に対応した専用サイト(Engagement Portal)を利用しており、同サイトを通じて事前質問や当日のライブ視聴、質問および議決権行使が可能となっております。 ・招集通知をカラー化し、株主がスムーズに理解、判断いただけるよう工夫しています。また、招集通知のコンテンツの一部をWeb化し、スマートフォンやタブレットなど多様な環境で快適に閲覧できる「スマート招集」サービスを開発し、自社でも導入しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けのIRイベントに定期的に出展し、社長や担当執行役員によるプレゼンテーションを行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月予定)、決算説明会を開催するとともに、決算説明動画の配信を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	■IR情報サイトへの掲載内容(概要)は以下の通りです。 <日本語> - 経営戦略:経営方針、中長期経営戦略、中期経営計画等。 - 個人投資家向けサイト:事業概要、特徴・強み、歴史等。 - 業績・財務状況サマリー:四半期報告(サマリーグラフ・財務諸表)、10年サマリー - 各種IR資料:有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(含む各四半期)、株主総会招集通知、株主通信、適時開示資料、アナリスト向け決算説明会資料および動画、個人投資家向け説明会資料等。 - 株主還元の状況:配当・自己株式取得・株主優待。 - その他:株価、IRカレンダー、ディスクロージャー・IRポリシー等 <英語> - 上記1～3、5～6(株価を除く) - 上記4のうち、適時開示書類、決算短信、四半期決算短信、株主総会招集通知(要約)、決算説明会資料 ■単なる書類の羅列ではなく、業績グラフや様々なチャート、画像、動画などを用いて個人投資家の方々にとってわかりやすいIRサイトを目指しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・経営理念にPROsocialを掲げ、「社会との共生」を重要な価値と定めています。 ・また、社会・環境行動基準に「フェア＆オープン」を掲げ、お客様、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うことを定めています。 ・加えて、社員については当該行動基準に「人権と人財の尊重」を掲げ、当社グループ内外の人権と社員一人ひとりの個性を尊重することも定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2008年7月にCSR推進委員会を発足し、全社各部門の推進委員の参加によって、「お客様満足度の向上」「情報セキュリティ」「コンプライアンス」「コーポレートガバナンス」「フェア＆オープン」「人権と人財の尊重」「社会貢献活動」「環境保全活動」の8テーマを掲げ、方針の浸透と社員の理解、行動促進のための活動を企画、推進しています。 ・環境面では、工場におけるISO14001の運用を通じたゼロ・エミッションの追求や、環境配慮型素材（FSC認証用紙、ペジタブルインキ等）の使用の促進、オフィスでの省エネルギーの取り組みを推進しています。 ・社会貢献の面では、2006年10月に「プロネクス総合研究所」（現・ディスクロージャー企画業務推進部）を設立し、企業ディスクロージャーの研究活動を行うとともに研究成果を社会に還元しています。2009年からは毎年「プロネクス懸賞論文」の募集を行っているほか、大学において当社コンサルタントが講師をつとめる「寄付講座」を開催するなど、事業活動に即したディスクロージャー・IR研究・教育の支援を行っています。 ・またこれに加えて国際援助団体や環境NGO等への寄付や支援活動を行うとともに、地域貢献の観点からボランティア活動への参加等を行っています。 ・このほか、自治体、環境NGOとの協同事業として「プロネクスの森」を山梨県道志村に設置し、森林資源保護活動を社員参加で実践しています。 ・障がいを持つ方々のアート作品の展示や自社カレンダーへの採用、アスリート団体への寄付など、障がい者支援の活動も行っています。 ・自社のCSRの取り組みを統合報告書で紹介するとともに、Webサイトで公開しています。 ・世界の潮流となっているESGやSDGsの動きに対応し、IR支援会社としてのナレッジ向上と社員啓発の目的を兼ねた、社員向けのセミナーやプロジェクトをCSR推進委員が主体となって推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・社会・環境行動基準としての重要指針「フェア＆オープン」を定め、お客様、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うこととしています。 ・また投資家に対してはディスクロージャーポリシーおよびIRポリシーを定め、適切に実行しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の役割は、ディスクロージャー・IR実務に関する情報加工サービスの専門会社として、お客様から投資家への適正な情報開示を総合的に支援することを通して、投資家の適正な企業価値評価と投資行動を促進し、お客様各社の資金調達と成長戦略を支援することにあります。その結果、資本市場の健全な成長に寄与し、ひいては経済、社会の発展に貢献することが、当社の社会的使命です。この使命実現のために定めた経営理念と、経営理念に基づく「社会・環境行動基準」、「PRONEXUS行動基準」のふたつの行動基準によって、企業市民と事業会社の両側面から経営のあり方を明確化しております。なかでも当社は開示前の機密情報を取り扱うことから、「社会・環境行動基準」に「法令遵守と機密保持」と「フェア＆オープン」を重要な基準として掲げております。この「社会・環境行動基準」に基づき「内部統制システムの基本方針」を定め、リスク・コンプライアンス委員会の設置、リスク管理統括部門の設置、業務執行の効率性と適正性の確保、内部監査の実効性確保等、コーポレート・ガバナンスの骨格を明確化しております。

(2) 内部統制システムの整備状況

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社の社会的責任および企業倫理を果たすため、経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させる。
- 2 全社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進部門を設置し、関連規程を整備するとともに、社員等に対し、マニュアルの配布・教育等を定期的におこなうことで、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
- 3 第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努めるものとする。
- 2 社員等は、リスクを認識した際、その情報内容および入手先等の情報を迅速かつ正確にリスク管理統括部門である総務部へ報告する。
- 3 自然災害など緊急かつ重大なリスク発生時に、早期の事業再開および可能な限りのリスク低減を目的として「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 1 取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。
- 2 当社は、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程および職務権限規程にもとづき、所管する各部門の業務を執行する。
- 3 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。また、その進捗を定期的に取締役会へ報告することにより、計画達成状況の共有や要因分析等をおこなう。
- 4 業務執行に関する重要事項の審議・決定および取締役会の事前審議機関として、社内取締役および常務執行役員以上で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。

5) 会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 当社は、経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- 2 当社は「プロネクスグループ基本規程」にもとづき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- 3 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
- 2 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1 当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、しかるべき手順にもとづき、速やかに監査役に報告する。
- 2 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の社員等に求めることができる。

8) 上記7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- 1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条にもとづく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- 1 社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

-2 社長との定期的な会議(意見交換会など)を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会・環境行動基準において、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、反社会的勢力を利用するなどの行為を行わないことを遵守事項として定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は不当要求に対する対応統括部署として、本社総務部が中心となり担当しております。また、全社に係る不当要求防止責任者は総務部長が担当し、各支店・営業所等の事業場については、各拠点の総務部門の責任者あるいは所長等が各事業場の責任者を兼ねております。

2) 外部の専門機関との連携状況

管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家とは、平素から緊密な連携を保ち、相談、助言、指導等を受けております。

3) 反社会的勢力排除に関する情報の収集・管理状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等に積極的に参加し、情報収集にあたるほか管轄警察署及び同担当係官との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新情報を総務部において管理しております。

4) 今後の整備に係る課題

当社は、対応統括部署とコンプライアンス推進部門が連携し、対応マニュアルの整備と教育、研修活動を2009年3月期より実施しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

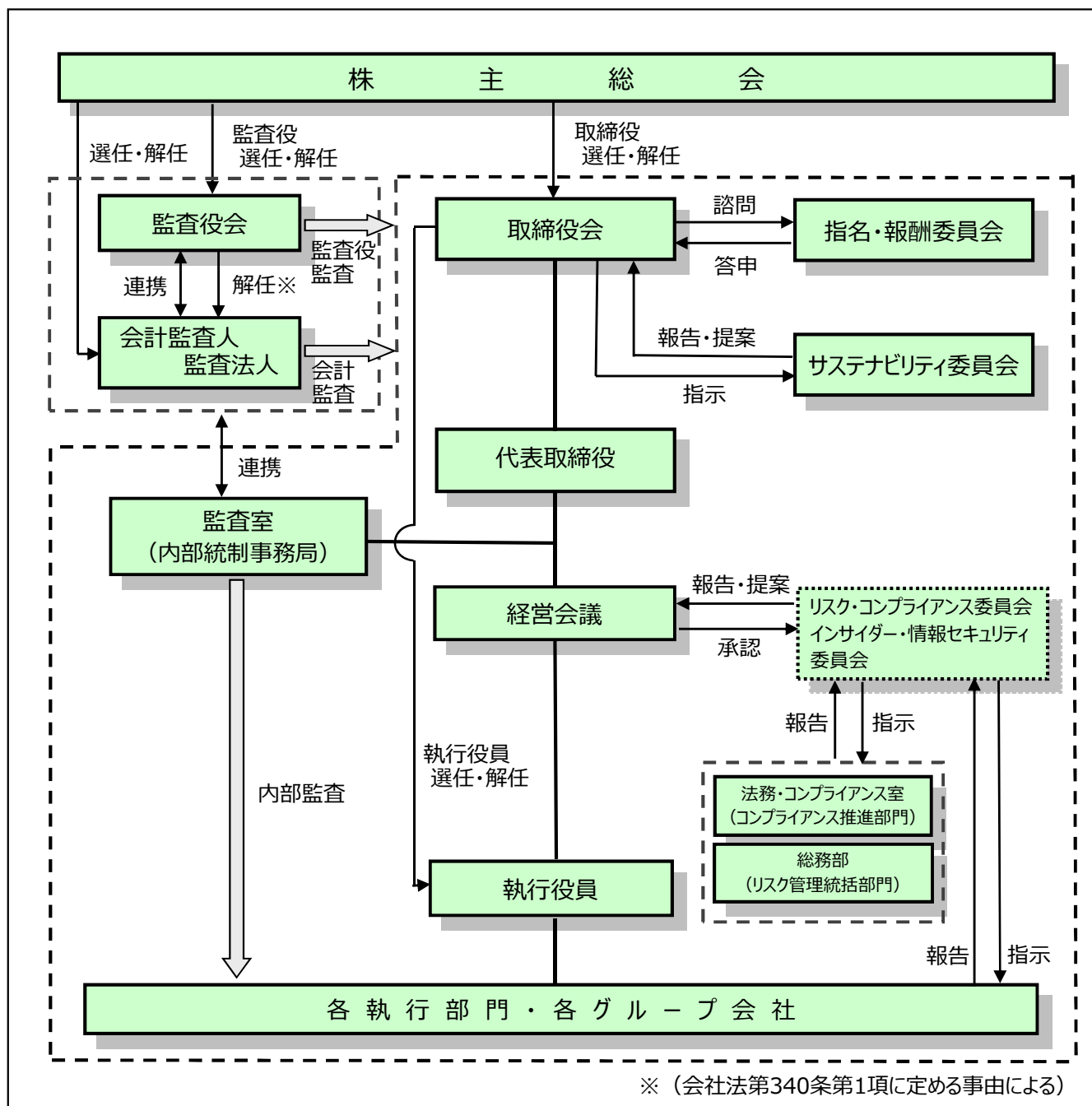
(1) 導入に当たっての考え方(基本方針)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。こうした観点に立ち、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付提案に対する適切な検討、判断を行うための手続き、ルールを定めることが必要と考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2008年4月30日開催の取締役会において導入し、直近では2020年6月24日開催の当社定時株主総会において承認をいただいた「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」につき、2023年5月11日開催の取締役会決議にもとづき、継続することを決定いたしました。また、2023年6月28日開催の当社定時株主総会に付議し、承認をいただいております。詳細につきましては、下記アドレスから2023年5月11日付開示資料をご参照ください。
(当社ホームページ) <https://www.pronexus.co.jp/news/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



当社の適時開示業務プロセス

情報の種類

- ①決定事実に関する情報 →
- ②発生事実に関する情報 ▶
- ③決算に関する情報 ==>

